

盛岡市立大新児童センターに係る経費の項目

施設名：盛岡市立大新児童センター

1 収入の部 (単位：円)

項 目	算 定 の 基 礎
1 指定管理料	
指定管理料 (※)	
2 利用料金	
3 その他	
受入研修費	受入研修費
合 計	

2 支出の部 (単位：円)

項 目	算 定 の 基 礎
【直接経費】(施設の運営に直接必要となる経費 例：施設に勤務する職員の人件費や施設の光熱水費など)	
1 人件費	
非常勤職員給与	館長1名、館長補佐1名、児童厚生員2名、学校休業日児童厚生員代替等
法定福利費	社会保険料、労働保険料
2 運営費	
福利厚生費	職員健康診断
旅費交通費	各種会議、事務連絡旅費等
研修研究費	職員研修
事務消耗品費	事務用消耗品
水道光熱費	電気、水道
燃料費	灯油
修繕費	市指定金額
通信運搬費	電話料、P C 通信料等
業務委託費	機械警備、床・ガラス清掃等
手数料	振込手数料
保険料	施設賠償責任保険
賃借料	モップ借入料、P C 賃貸借料等
諸会費	全社協、県社協、市社協会費
3 事業費	
水道光熱費	電気、水道
燃料費	灯油
消耗器具備品費	利用者用消耗品
諸謝金	市指定額 (体育・文化講座専門講師、運営委員会)
支出合計	

- 【注意事項】
- ・収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。
 - ・指定管理料(※)欄の金額が、指定管理料の上限額を超える場合は審査の対象になりません。